白河グリーンフィールド整備事業
要求水準書

目　次

第1章 基本的事項
第2章 整備対象施設に係る要求水準
第3章 本工事及び工事監理業務に係る要求水準

令和8年4月3日
市長公室文化スポーツ局
スポーツ振興課

第1章 基本的事項

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、白河グリーンフィールド人工芝整備事業において、本事業を実施する者（以下「受注者」という。）が行う施工等業務に関し、その水準を示すものです。

本書に示す水準は、本業務において要求される内容及び品質を満たすための最低限の水準を示したものであり、受注者がこれを上回る水準で業務を実施することを妨げるものではありません。

2 本事業の背景

白河市及び県南地域においては、公式大会や本格的な練習に対応可能な人工芝サッカーグラウンドが未整備であり、天候や季節による利用制限が生じているほか、競技環境における地域間格差が課題となっており、安定的かつ継続的に利用可能なスポーツ環境の整備が求められてきました。

そのため、複数の候補地について比較検討を行った結果、白河市表郷総合運動公園内に位置する多目的グラウンドを整備地として選定し、県南地域で初となる、サッカーを中心とした多目的人工芝グラウンドを整備することとしました。

本施設は、地域における拠点的なスポーツ施設としての役割を担い、交流人口の増加を図るとともに、競技力の向上や地域活性化に資するものです。

（完成イメージ）

3 受注者の業務概要

本事業において受注者は、参考設計図書に基づき、次に掲げる工事に係る施工等業務を行うものとします。ただし、より効果的又は合理的な提案がある場合には、市と受注者との協議により、その内容を決定することがあります。

（1）人工芝敷設工事

公式試合サイズのサッカーコート（105m×68m）を配置し、下地造成、降雨後に速やかに利用可能となるよう配慮した排水工事等を含むものとします。

（2）防球ネット新設工事

外周全周に防球ネット（H=6～10m）を設置するものとします。

（3）スタンド席設置工事

西側階段部に、100 席程度のベンチ席を設置するものとします。

（4）倉庫設置工事

4 本工事のスケジュール

本工事の履行期間は、契約日の翌日から原則として令和 9 年 3 月 19 日とします。ただし、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとします。

5 遵守すべき法令等

本事業の施工等にあたっては、関係する法令等を遵守するとともに、次に掲げる適用図書に準拠してください。

なお、以下に記載のない基準・指針等についても、本事業の要求水準に照らし、適切に準拠するものとします。ただし、同等以上の水準又は機能を有すると市が認めたものについては、この限りではありません。

【適用図書】

・福島県土木工事標準設計図集（福島県土木部）
・屋外スポーツ施設の建設指針（日本スポーツ施設協会屋外体育部会）
・JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドライン（日本サッカー協会）
・その他関連する基準・指針等

6 測量設計業務委託報告書に関する事項

本事業の計画段階において、本市では「サッカーグラウンド地質調査及び測量設計業務委託（参考設計図書）」を実施しています。

施工等にあたっては、本報告書の内容を参考としてください。ただし、当該内容と同等以上の水準又は機能を有すると市が認めたものは、この限りではありません。

7　要求水準書等の変更に関する事項

（1）発注者による変更

発注者は、履行期間中に次の理由により要求水準を見直し、その変更を行うことができるものとします。

・法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。

・災害等により特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。

・発注者の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（2）受注者による変更

受注者は、履行期間中に要求水準書等に示された内容について変更提案を行うことができ、発注者が適当と認めた場合は、要求水準書等の内容を変更することができるものとします。なお、変更提案にあたっては、次の事項に留意してください。

・変更された設計内容及びその影響範囲に関する品質保証については、受注者が一切の責任を負うこと。

・変更後の内容は、要求水準書に示された性能と同等以上の性能を確保すること。

・工期短縮につながる変更提案は発注者が適当と判断した場合に限り認める。

・契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、技術提案内容の実現が不可能となった場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

第2章　整備対象施設に係る要求水準

1　本計画の基本的な考え方

「第1章　2　本事業の背景」で述べたとおり、市内のサッカー競技者及び市外からのサッカー競技者の試合等で訪れる利用者で、子どもから大人まで幅広い年齢層を見込んでおり、今後本市の主要スポーツ施設として活用していくことを目指しています。

整備にあたっては、以下の2つを基本的な考え方として設定します。

(1)汎用性の高い施設

サッカー、少年サッカーをはじめとする大会イベントの開催、多様な利用が可能なスポーツ交流施設として、汎用性の高い施設づくりを目指すこと。

(2)ライフサイクルに配慮した施設づくり

維持管理が容易であるとともに、機能を長期間にわたり維持、発揮できるよう、耐久性に配慮した施設とすること。また、将来的な更新等、さまざまな状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう配慮すること。

2　工事計画・品質に係る要求水準

要求水準

①今回の計画において予定地の地形、地質等を鑑み、上述の基本的な考え方に沿って適正な勾配、平坦性が確保できる舗装構成を検討すること。

②人工芝グラウンドの舗装構成は開粒度アスコン基層を基本とすること。その他の舗装構成を提案する場合は気象条件、土質、地盤水位等の過去の事例や調査等を実施し十分に検討を行ったうえで提案を行うこと。

③使用する人工芝は、下記の物性及び項目を満たすロングパイル人工芝を使用すること。

パイル材質/製法	ポリエチレン/モノフィラメントヤーン
パイル長さ/カラー	55 ㎜以上/主要緑色濃淡 2 色混撚
パイル繊度/厚み	15,500dtex 株以上/400μm 厚以上
充填目砂	特殊粒度調整珪砂　φ0.2～1.5 ㎜
充填緩衝材	粒度調整ゴムチップ　φ0.3～2.8 ㎜

・人工芝品質を担保するため JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品を使用し、製品検査完了証(写し)を提出すること。ただし、公認ピッチの申請は行わない。

・品質確保の観点から国内施工実績 300 万㎡以上の実績を有するメーカー製人工芝を使用するよう努めるものとする。

・埋め込み競技ラインの色や幅、位置については監督員との協議によるものとする。

④降雨後早い時間内に利用可能となるように適切な排水計画を行うこと。流入水の有無、地下水位の高さ、流末の状況の調査を行い、過去の降水、降雪量を鑑み排水設備を実施すること。なお、グラウンドから場外へ排水を行う際には、マイクロプラスチックの流出抑制の検討、必要な対策を行うこと。

⑤グラウンドに隣接する施設への飛球を防止するため、防球ネットを設置すること。防球ネットは、十分な強度を有する支柱を選定するとともに、基礎部分についても必要な耐力を確保すること。また、ネットについては、飛球による衝撃を考慮し、耐久性の高いものを設置すること。

⑥少年サッカー競技に必要となるゴール、ゴールネット、コーナーフラッグ、コーナーフラッグポストの調達は、本事業には含まない。ただし、これらを設置するための基礎工事については、本事業に含むものとする。

⑦受注者は、本工事の一部（一般土木、舗装等の工種）について下請事業者を選定するに当たり、業務の難易度や規模等を勘案し、「市内業者」においても十分な対応が可能であると判断される場合には、市内産業の活性化、育成及び振興を図る観点から、原則として、白河市内に主たる営業所を有する者を優先的に選定するものとする。

⑧受注者は、工事資材の調達に当たり、製品品質や配達距離等の点で「市内業者」の優位性が確保できる場合には、市内産業の活性化、育成及び振興を図る観点から、原則として、白河市内の販売業者から調達するものとする。

⑨照明を設置する防球ネット兼用支柱の設置工事については、本事業に含むものとする。

⑩関連として別途発生する照明設置工事との工程調整を行うこと。

⑪その他、利便性や経済性の向上に資する有用な提案があれば、提案すること。

第 3 章 本工事及び工事監理業務に係る要求水準

1 業務範囲

受注者は、本要求水準書、契約書、設計図書、技術提案書に基づき、本施設の工事及び工事監理業務を行うものとします。

2 着手前の業務

(1)各種申請業務

受注者は、本施設の工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないよう適切に実施することとします。また、発注者が必要とする場合は、各種許認可等の写しを発注者に提出することとします。

(2)近隣調査及び準備調査等

・着工に先立ち、周辺地域との調整及び準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行ができるように努めること。

・本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下等の諸影響についてあらかじめ調査、検討し、合理的に要求される範囲の対策を講じること。

・周辺地域や近隣対策の実施については、発注者に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

・工事に関する近隣からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

(3)着工時の提出書類

受注者は、工事着手前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、発注者に提出し承諾を得るものとします。

3 工事期間中の業務

(1)工事

・受注者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本施設の工事を実施すること。

・受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。

・受注者は、工事監理状況を発注者に毎月報告するほか、発注者から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

・発注者は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力すること。

・工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。

・隣接する物件や、道路、公共施設等に損害を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。

・水道管、下水及びガス管等の既存インフラと干渉する場合は、その切り回し等を行うこと。
・工事途中において、設計図書等の内容に変更が生じた場合は、変更内容の分かる書類を発注者に提出し、承諾を得た後工事を行うこと。

(2) 工事監理

・受注者は、自らの責任において工事の監理を行うこと。
・工事監理者は、あらかじめ定められた時期における工事の進捗状況等を報告するほか、発注者から要請があった場合には適時報告、説明を行うこと。
・工事監理者は、月1回工事監理の状況を発注者に報告し、発注者が要請した場合は、随時報告を行うこと。
・受注者は、各種諸官庁への届出及び検査立会を行うこと。

4 竣工後業務

(1) 受注者による竣工検査

・受注者は、自らの責任において、竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。
・受注者は、発注者に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を報告すること。

(2) 発注者の工事完了確認

・発注者は、受注者による竣工検査及び設備等の試運転並びに前項の検査終了後、以下の方法により工事完了確認を実施する。なお、工事完了確認の結果、設計図書と相違点があった場合、発注者は、受注者に対して改修又は補修を求めることができる。
・発注者は、受注者の立会いの下で、工事完了確認を実施する。

(3) 竣工図書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認に必要な工事写真、工事に関係する書類及び検査済証等を発注者に提出すること。完成書類等は公共建築工事標準仕様書等に準ずること。

(4) 引渡書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認後、引渡書を遅滞なく提出すること。

5 保険

受注者は、自らの負担により、必要と認められる保険に加入するものとします。

6 その他

・工事期間中は、定例打合せを実施すること。
・本要求水準書に定める事項について疑義が生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議によるものとする。

以上